

平成22年度山陽小野田市住居表示審議会

- 開催日時 平成22年6月3日(木)午後1時30分～2時15分
 - 開催場所 山陽小野田市役所3階 議会会議室1
 - 出席者 岡村 喜雄、関谷 照一、中務 敏文、半矢 幸子
平中 政明、藤野 泰、淵脇 功、森脇 秀仁
 - 欠席者 西村 重基 (委員数9人、出席者数8人)
 - 事務局 渡辺産業建設部次長
都市計画課 佐村課長、高橋技監、廣中主事
 - 会議次第
 1. 開会のことば
 2. 辞令交付
 3. あいさつ
 4. 審議会委員及び職員自己紹介
 5. 議事
 - (1) 厚狭駅南部地区土地区画整理事業区域内の住居表示について
 - ①経過報告
 - ②新町界・新町名について
 - ③今後の予定について
 - (2) その他
 6. 閉会のことば
- 会議内容

- (1) 厚狭駅南部地区土地区画整理事業区域内の住居表示について
 - ① 経過報告

説明

(事務局)

○住居表示関連

今年の住居表示審議会(1月21日)において、住居表示の予定区域について区画整理区域・実施について街区方式の承認を経た後、市議会(3月26日)の議決を得た。

その後、厚狭駅南部地区の住民に説明会(4月16日)を開催した。当日の出席数は19世帯(94世帯中)であり、参加者の中から「桜一丁目・桜二丁目」案が提示された。また欠席者には当日配布資料・会議の概要を送付した。

その後、4月30日に区域と新町名について公示を行った。その間にアルマイン厚狭駅前(マンション)の自治会・あさ紫苑の自治会から「桜一丁目・桜二丁目」案についての町名同意書が提出された。この公示期間内(30日間)に名称への意見は一件もなかった。ただ公示前に、住民から「桜通り一丁目・桜通り二丁目」案はどうかとの電話があった。これについては街区方式で住居表示を実施することから、「通り」を使

用すると道路方式と混同してしまうので適当でないと事務局で判断した。

○土地区画整理事業関連

今年の3月30日に土地区画整理事業計画の変更を行った。工事完了によるもので土地の地目・面積・資金計画・施行期間の最終的な変更を行った。現在は換地計画を作成している。

質疑応答

(委員)

平成20年厚狭一丁目の住居表示を行った時、説明不足のために住民とトラブルがあったと聞いている。今回反対はなかったか。

(事務局)

説明会時に地元からこんな名前であれば良いという案が出て盛り上がり、反対はなかった。

(委員)

今回「桜川」という案は出たか。

(事務局)

実は事務局で「駅南」案等を提示したが、市名自体が長いので出来る限り住所を短くしたいので「桜●●●」ではなく「桜」の一文字が良いというのがほとんどの意見だった。平仮名表記か漢字表記の選択についても住民の方が実際に書いてみてその場で意見をまとめた上で漢字一文字が良いということだった。

(委員)

以前の厚狭一丁目の時は、説明不足と同時に行政が先に走りすぎた感がある。これからは地元としっかり話をしてもらいたい。

② 新町界・新町名について

説明

(事務局)

～(町界町名等について図面上で説明)～

区域内の小字名に「桜」があるということもあって地元から「桜一丁目・桜二丁目」という案がでた。

この桜一丁目は10.2ヘクタールの商業地域で8街区ある。桜二丁目は11ヘクタールの準工業地域及び第一種住居地域で12街区ある。

今回の町界・名称・規模等については、山陽小野田市の住居表示の実施基準に基づいて決めた。

質疑応答

(委員)

今回の話は、将来的に付近の文化会館の住宅部分も桜三丁目になる等の影響があるか。

(事務局)

この区画整理地区については、町のイメージ・売買もあるのでどうしてもここをやらせて欲しいということでやるが、田は次の開発がどうなるか分からないため、田の段階でやるのはリスクが大きすぎる。それでもやる場合もあるがその場合はリスクを十分承知してやらねばならない。

文化会館側については、今後のマスタープランからすると田については農地保全をすることになっているから、田の部分については住居表示を実施しない。そうするとわずかな区域だけで住居表示をやるかという

とまずやらないだろう。

また住居表示は行政と関係機関と住民にそれぞれメリットデメリット両方存在しているので、その点を審議会に諮った上でまた地元の意見を吸い上げてからでないと今後の住居表示を進めたくないと考えている。

③ 今後の予定について

説明

(事務局)

本日の審議会終了後、委員に異存がなければこの6月の市議会定例会において字の区域・名称を議会に諮る。字の区域については区画整理区域とし、名称については桜一丁目・桜二丁目を議案として提出する。

それから10月の住居表示実施までの間に街区番号・住居番号等を定め、山口県知事への届出や報告・総務大臣への報告等手続きを経て住居表示の実施に至る予定である。

区画整理事業については6月の議決を経て名称が確定するため桜一丁目・桜二丁目を反映した形で新しい土地の換地手続きを進めていく。こちらでは土地区画整理審議会がある。地権者の代表者プラス学識経験者2名の合計9名の審議会であり、ここで意見を伺い異存がなければ、2週間の縦覧手続き、それを満了すると区画整理事業の県知事に対する認可をもらう。その後、各地権者に換地が確定したという通知をし、それをもって換地処分という手続きが終了したことになる。換地処分の公告をして新しい土地についての登記簿ができあがってくるという流れである。

現在は9月下旬から10月初旬に換地処分の公告・住居表示実施という予定で進めているところである。

質疑応答

(委員)

この手続きの間に土地を購入したい方が来られたらどうなるのか。

(事務局)

今でも十分土地の異動は可能である。ただ、今は従前地の登記しかないので売買については今ある登記で行ってもらい、新しく登記ができあがれば市で嘱託登記をする形になる。

(2) その他

質疑応答

(委員)

住民の意見の場は他に提供されていると思うが、審議会の最終決議をする前に住民が審議会において意見を発表するというものが当局の会則上ないのか。

(事務局)

連署をもって議会にかけると上位法で定めているが審議会においてはそのことについて別に規則上定めてはいない。

- (委員) ほかでは意見発表の場を設けることを定めている所が結構ある。
- (事務局) 住居表示法5条の2の反論があった場合に議会に対する公聴会の前に審議会を開くことも十分考えられる。
- ただ今回は同意書が全て揃っており、住民側の意見も掌握し、また事前に区画整理だよりにおいて万が一問題があった場合の手続きもお知らせしている次第である。その上で意見がないという状況である。
- (委員) 意見が何もないということであるが、事務局の恣意的運用防止のため普通は会則中、住民は当審議会において自由に意見を述べることができるという規定がある。
- もし、審議委員会において意見を述べる住民が来ないということであるならそれを議会で一言説明していくということをやらないと、もし後に問題が起きたら責任を追及されるのは議長・会長を含め審議員である。
- 審議員の決議内容がその通り議会で提案されるということであるので、その前に審議員が議論を尽くしているかどうか今よく問われている。審議員は事前に審議員がどういうものかレクチャーを受けていないので、安易に決めた結果が全国的に訴訟になっている事案が多い。
- 事務局が審議員を丸め込むということにならぬようにその辺を把握しておいて欲しい。
- ただ本日の場合には、意見を述べる人が誰もいなかったという前提のもとにこの後の決議に参加したい。
- (事務局) 二点ほど反省を述べたい。
- まず一点目、今の指摘についてこれから十分に折り込んでいきたい。
- 次に二点目、審議会の資料の中に同意書を添付しなければならない。口頭だけでなく実際に出た同意書を添付すべきだったと考える。今後は改善していきたい。
- また前回の1月の審議会記録を見ると、今後の住居表示計画について23年度に石井手第一・第二・掃山東地区を24年度に掃山西、千崎東、柿の木坂地区を25年度は山陽地区を予定しており、またその他に大字郡が分かりづらいという意見がありそれらが承認されたとある。しかし今、委員の指摘があったように、これは本当に地元の合意がとれているのかどうかをもう一度こちらで洗い直したいと思っている。議事録に逆らうようであるが部署も変わったということもあるので、焦らずメリットが本当にあるのか見据えながら再度今後の予定について審議会にもう一度かけたい。
- 合わせてこれも審議のほどお願いしたい。

審議の結果、①厚狭駅南部地区土地区画整理事業区域内の住居表示における新町界・新町名（桜一丁目・桜二丁目）②今後の住居表示予定の洗い直しの案件については全会一致で承認された。